

## 事業事前評価表

国際協力機構  
社会基盤部都市・地域開発グループ

### 1. 案件名（国名）

国名：ウガンダ共和国（ウガンダ国）

案件名：カンパラ首都圏都市開発マスタープランプロジェクト

Project for Integrated Urban Development Master Plan for  
Kampala Special Planning Area

### 2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における都市開発セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ウガンダ国の大カンパラ首都圏（Greater Kampala Metropolitan Area、以下 GKMA）は、中心部カンパラ市に 150 万人の人口を抱え（Uganda Bureau of Statistics 2017）、首都圏全域で約 320 万人の人口を抱える大都市圏である（KCCA 2012）。同国の GDP の 1/3 は大カンパラ首都圏で生産されており、産業分野では国内の生産プラントの約 7 割が集中している。このような国内経済の中心にあって、人口は増加の一途をたどっており、2020 年代前半には人口が 500 万人を超えるとの見通しがある（KCCA 2012）。

人口増加に伴い、急激な開発が進んでいるが、カンパラ市は急峻な丘にかこまれた盆地であり、開発適地が限られ、斜面部や郊外部へのスプロール、中心部における無秩序な開発が進み、交通、環境、防災、景観上の問題が発生している。

ウガンダ国における都市計画法（Physical Planning Act 2010）においては、長期計画として市町村レベルで Local Physical Development Plan 並びに Structure Plan を策定し、都市物的計画委員会（Urban Physical Planning Committee）においては物的開発計画の策定、土地利用変更に関する助言、影響の大きい土地分割に対する助言、開発許可の承認、不服申し立てに対するヒアリングを行うことが定められている。長期計画については、カンパラ首都庁が中心となり GKMA に周辺部を加えたカンパラ特別計画地区（Kampala Special Planning Area、以下 KSPA）を対象に 2012 年に世界銀行の支援を受けて都市開発を中長期的に誘導する 2040 年を目標としたマスタープランである Kampala Physical Development Framework（以下、「KPDF」という。）及び Kampala Physical Development Plan（以下、「KPDP」という。）を策定し、2013 年に政府承認された。

しかしながら、現在もこれら計画に基づかない開発が進められている状況にあり、その原因として地区別詳細計画（Detailed Plan, Area Action Plan）が存在しておらず、用途規制・形態規則が設定されていないため、多様な開発申請に的確な判断が行われておらず、許認可制度が十分に機能していない点が挙げられている。加えて、KPDF、KPDPの策定プロセスにおける関係省庁との協議や認知が不十分であったことが指摘されている。

さらに、KPDF、KPDPは2002年のセンサスに基づき策定されたが、人口予測との乖離が指摘されているほか、関係機関で連携・協力できるメカニズムや地区レベルでの開発管理を定着させていく必要性も認識されている。

こうした背景から、ウガンダ政府より日本政府に対し、大カンパラ首都圏の都市開発マスタープラン（KPDF、KPDP）の更新並びに地区別詳細計画整備のための開発調査型技術協力の要請がなされた。

## （2）ウガンダ国の都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の「対ウガンダ国 国別開発協力方針」（2017年7月）では、重点分野の一つとして、「経済成長を実現するための環境整備」が掲げられている。インフラ整備を推進することで、ウガンダ国の持続的な経済成長の実現に貢献することが期待されている。

JICAの国別分析ペーパー（2015年3月）においても、カンパラ首都圏の交通改善のための道路整備等の重要性が示されており、都市交通プロジェクトとともに本案件を実施することで、上記重点分野の一層の進展に寄与する。

## （3）他の援助機関の対応

### 1) 世界銀行

・Kampala Institutional and Infrastructure Development Project (KIIDP)の一環でKPDFとKPDPの策定を支援し、2012年9月に公開、2013年4月に政府承認済である。

・Second Kampala Infrastructure and Institutional Development Project (KIIDP II)の一環で、カンパラ首都圏におけるマルチモーダルな交通マスタープランの策定支援を行った(2016年7月-2017年9月)。

### 2) 欧州連合(EU)

・The Kampala Climate Change Projectの一環で、カンパラ市の詳細近隣住区計画(Detailed Neighborhood Planning)、KCCA内の4つの小計画区域(Precinct)に対する小計画区域物的開発計画(Precinct Physical Development Plans)2019-2029を策定している。

### 3) アフリカ開発銀行

・Physical Development Plan for the Jinja-Kampala-Mpigi Regional Corridor : 土地・住宅・都市開発省を中心にジンジャー・カンパラ・ムピギ広域回廊についての物的計画を策定している (2020年2月~2021年2月)。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

本事業は、大カンパラ首都圏 (GKMA) を含むカンパラ特別計画区域 (KSPA) において、都市開発マスタープラン (KPDF、KPDP) の更新、地区別詳細計画の策定ガイドライン並びに地区別詳細計画を策定し、更に都市開発に関連するステークホルダー間の連携・調整のための体制を整備することにより、適切な都市開発管理の実現を図り、同地域の持続可能な成長に寄与するもの。

### (2) 総事業費 : 約 4.2 億円

### (3) 事業実施期間 : 2021年3月~2024年2月 (計 36 か月)

### (4) 事業実施体制

- ・カンパラ首都圏省 (Ministry of Kampala Capital City and Metropolitan Affairs) (Joint Coordinating Committee 議長)
- ・カンパラ首都庁 (Kampala Capital City Authority : KCCA) (実施機関)
- ・土地・住宅・都市開発省 (Ministry of Land, Housing and Urban Development) (物的計画の承認権限を有し、政策アドバイスをを行う)

### (5) インプット (投入)

#### 1) 日本側

- ① 調査団員派遣 (合計約 64M/M) : 都市計画・都市開発、土地利用計画・地区計画、交通計画、インフラ政策、GIS、インフラ投資計画、環境社会配慮、経済財務分析、組織・能力強化
- ② 研修員受け入れ

#### 2) ウガンダ国側

- ① カウンターパートの配置
- ② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

### (6) 計画の対象 (対象分野、対象規模等)

対象分野 : 都市開発・土地利用 / 地区別詳細計画

対象範囲 : 2012年に世界銀行の支援により策定された KPDF と同様に GKMA(1,250km<sup>2</sup>)を内包する Kampala Special Planning Area (以下、「KSPA」という。)(1,450km<sup>2</sup>)を対象とし、KPDPはKampala Capital City Area(以下、「KCC

エリア」という。)(189km<sup>2</sup>)を対象とする。

裨益者：ウガンダ国カンパラ特別計画区域（KSPA）人口約 320 万人

#### （7）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

##### 1）我が国の援助活動：

以下の関連プロジェクトについては、交通分野における情報リソースとしての活用や、マスタープランへの反映を検討する。

- ・ 技術協力「カンパラ市交通流管理能力向上プロジェクト」（2015-2021年）
- ・ 無償資金協力「カンパラ市交通管制改善計画」（2019年度承諾）
- ・ 有償資金協力「カンパラ立体交差建設・道路改良事業」（2015年度承諾）

##### 2）他援助機関等の援助活動

アフリカ開発銀行の支援によるジンジャー・カンパラ・ムピギ広域回廊（Physical Development Plan for the Jinja-Kampala-Mpigi Regional Corridor）にてビジョンや回廊政策を策定中であり、対象範囲が本協力と重複する部分について整合を取ることで、連続性を確保する。

#### （8）環境社会配慮・貧困削減・社会開発

##### 1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本調査で確認
- ④ 汚染対策：本調査で確認
- ⑤ 自然環境面：本調査で確認
- ⑥ 社会環境面：本調査で確認
- ⑦ その他・モニタリング：本調査で確認

##### 2）横断的事項

##### 3）ジェンダー分類：GI

<活動内容/分類理由>

マスタープランの策定過程及び策定後の実施段階等においてジェンダーに応じた視点・ニーズへの配慮が必要であると想定されるため。

(9) その他特記事項: COVID-19 のパンデミック状況を鑑みた感染予防措置(技術移転を含む一部の業務のリモート、オンライン対応等)を講じる必要がある。

#### 4. 事業の枠組み

(1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)

カンパラ首都圏において計画や制度に基づく都市開発が定着することにより持続可能な成長が促進される。

(2) アウトカム

更新された KPDF・KPDP がウガンダ政府に承認され、政策やプログラムとして活用されることで、カンパラ首都圏における適切な都市開発管理が実現する。

(3) アウトプット

1) 2040 年を目標年次とする KPDF (更新)

2) 2030 年を目標年次とする KPDP (更新)

3) KPDF・KPDP の実施のためのウガンダ政府の連携・調整メカニズムの構築

4) 地区別詳細計画策定のガイドライン

5) モデル地区別詳細計画 (2 件)

(4) 調査項目

1) 調査対象地域の現状分析

2) 関連法規・関連プロジェクト、都市開発制度のレビュー

3) KPDF・KPDP のレビュー・更新(主に計画フレーム及び構造計画、土地利用計画、都市インフラ計画の整合性)

4) 戦略的環境アセスメント(SEA)の実施

5) KPDF・KPDP 実施のための連携・調整プラットフォームの整備と運営

6) 地区別詳細計画ガイドライン及びモデル地区計画の策定

#### 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ・ 2021 年の総選挙による大幅な政策変更や関係者の人事異動がない。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により専門家の渡航が大幅に遅延しない。

#### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

2011 年～2013 年にかけてガーナ国で実施された「クマシ都市圏総合開発計画

プロジェクト」(評価年度 2018 年)では、マスタープランが対象としたインフラセクター(道路、水道、電力等)を複数の省庁や政府機関が所掌し、省庁間の調整や情報共有のための効果的なプラットフォームが未設置である点が、マスタープランの実施上の課題であることが事後評価で確認された。

#### (2) 本事業への教訓

本事業においては、マスタープランの策定(更新)過程においても JCC (Joint Coordinating Committee) を開催し関係省庁の積極的な参画を求めると共に、完成した KPDP の実施にかかるプラットフォームを設置し、その運営ガイドラインの策定や、プラットフォームの運営を通じて、協力終了後も持続的な実施体制が確保されるよう工夫を行う。

### 7. 評価結果

本事業は、ウガンダ国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、都市開発マスタープランの更新及び連携・調整プラットフォームの運営を通じて都市開発管理能力の向上に取り組むものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 8. 今後の評価計画

#### (1) 事後評価に用いる基本指標

(提案計画の活用状況)

事業完了時点	KPDF・KPDP が更新される JCC が 4 回開催される テクニカルワーキンググループが 6 回開催される
事後評価時点	更新された KPDF・KPDP が承認される 提案された最優先かつ即時着手が必要なプロジェクトの予算化

#### (2) 今後の評価スケジュール

事業完了 3 年後	事後評価
-----------	------

以 上